

香川県サンポート高松交流拠点施設条例（平成15年香川県条例第2号）第4条第1項及び香川県港湾管理条例（昭和31年香川県条例第9号）第21条第1項に規定する指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年7月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 対象施設

(1) 名称

国際会議場

展示場

産業振興センター（香川ビジネスタターミナル）

観光情報センター（かがわプラザ）

高松シンボルタワー地下駐車場

多目的広場地下駐車場

多目的広場

大型テント広場

アート広場

玉藻地区ハーバープロムナード第1駐車場

港湾緑地第2駐車場

港湾緑地第3駐車場

上記以外に高松市の施設と共同で募集する。（以下「交流拠点施設等」という。）

(2) 所在地

香川県高松市サンポート

2 管理の基準

- (1) 関係法令及び条例等を遵守し、適正に交流拠点施設等の運営を行うこと。
- (2) 公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこと。
- (3) 県及び高松市の環境方針に基づき、環境に配慮すること。
- (4) 施設設備及び備品の維持管理を適切に行うこと。
- (5) 業務を一括して第三者へ委託しないこと。
- (6) 業務に関連して取得した個人情報を適切に取り扱うこと。
- (7) 業務に関連して知り得た秘密を守ること。
- (8) 業務に関して保有する情報の公開を適切に行うこと。
- (9) 文書の管理・保存を適切に行うこと。

3 業務の内容

- (1) 交流拠点施設等の施設の維持管理に関する業務
- (2) 交流拠点施設等の施設の利用承認に関する業務
- (3) 交流拠点施設等の施設の運営に関する業務
- (4) その他交流拠点施設等の設置目的を達成するための事業の実施に関する業務

4 指定予定期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（5年間）

5 申請資格等

法人又は複数の法人のグループであることその他の募集要項に記載した申請資格及び申請条件を

満たすこととする。詳細については、7の(1)で配布する募集要項を参照すること。

6 申請方法

(1) 提出書類

指定申請書、業務実施計画書その他の募集要項で定める書類を添付して提出すること。詳細については、7の(1)で配布する募集要項を参照すること。

(2) 申請書類の受付期間

持参の場合は、平成22年9月24日（金曜日）から同月30日（木曜日）まで（香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条第1項各号に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

また、郵送等の場合は、平成22年9月30日（木曜日）午後5時必着とする。

(3) 提出先及び問い合わせ先

郵便番号 760-8570 香川県高松市番町4丁目1番10号

香川県商工労働部観光交流局にぎわい創出課（県庁本館15階） にぎわいづくり・交流施設グループ

電話番号 087-832-3380

7 その他

(1) 募集要項の配布等

6の(3)の場所で、平成22年7月30日（金曜日）から同年9月30日（木曜日）まで（県の休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで配布する。

また、香川県ホームページ（<http://www.pref.kagawa.jp/jinji/shitei>）からも入手することができる。

(2) 現地説明会の日時及び場所

平成22年8月19日（木曜日） 午前9時から午後4時頃まで

香川県高松市サンポート2番1号

高松シンボルタワー タワー棟6階 かがわ国際会議場

(3) 指定管理者の指定方法

申請者から提出された業務実施計画書等により、指定管理者選定審査会による一次審査（書類）及び二次審査（プレゼンテーション）を実施し、指定管理者の候補者を選定した後、香川県議会の議決を経て指定する。

(4) その他

詳細は、募集要項による。